



福岡医発第 2502 号 (地)

平成 23 年 3 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被災した
要介護高齢者への対応について

平成 23 年 3 月 11 日の平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災に伴い、被保険者証等又は公費負担医療に係る医療券等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、医療機関を受診した際に提示できない場合等の取扱いにつきましては、平成 23 年 3 月 14 日付け福岡医発第 2489 号 (地) にてお知らせしております。

今般、厚生労働省老健局主管課長より、被災した要介護高齢者等に係る必要な介護サービスの提供等について、当面考えられる取組みや留意事項、特例措置に関する対応及び被災者が被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難している場合等の対応に関する事務連絡が、各都道府県の介護保険主管部 (局) 宛に別添のとおり発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

「要介護者等への対応について」 (別紙 1)

1. 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願い致します。
2. 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所 (避難所や避難先の家庭、旅館等) で生活している場合でも必要なサ

ービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願い致します。

3. 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては柔軟な取扱いを可能としますので対応をお願いいたします。また、特定施設入居者生活介護についても同様の取扱いと致します。
4. 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、介護保険法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。

「被保険者証の提示等について」（別紙2）

標記災害の被災に伴い、被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとします。

すなわち、被保険者証の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者等へ直接支払うこと（代理受領方式による現物給付化）ができることとなります。

また、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）については、次の取扱いとします。

1. 新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができます。
2. 要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとします。
3. 既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取扱いとします。

4. 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があつたものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる取扱とします。

(介 28) (FAX 送信 A4・4 枚)

平成 23 年 3 月 14 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日 本 医 師 会 副 会 長

中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震により被災した要介護高齢者等への対応について

この度の東北地方太平洋沖地震により、被災されました皆様におかれましては、謹んで心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震に関し、厚生労働省老健局主管課長から、被災した要介護高齢者等に係る必要な介護サービスの提供等について、当面考えられる取組みや留意事項、特例措置に関する対応および被災者が被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難している場合等の対応に関する事務連絡が、各都道府県の介護保険主管部（局）宛に、別添のとおり発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ大変恐縮ですが、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供をよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

(添付資料)

- ・ 3 月 1 1 日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について

(平 23. 3. 11 厚生労働省老健局総務課・介護保険計画課・高齢者支援課・振興課

・老人保健課 事務連絡)

- ・ 東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について

(平 23. 3. 12 厚生労働省老健局介護保険計画課・高齢者支援課・振興課

・老人保健課 事務連絡)

以上

別 紙 1

事 務 連 絡
平成23年3月11日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総 務 課
介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

3月11日に東北地方を中心として発生した地震
並びに津波により被災した要介護者等への対応について

1. 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願い致します。

2. 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願い致します。

3. 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては柔軟な取扱を可能としますので対応をお願いいたします。また、特定施設入居者生活介護についても同様の取扱と致します。

4. 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、介護保険法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。

なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。

5. その他本件に関する疑義照会等については、各課室までご連絡をお願いいたします。

6. なお、本日、菅総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を立ち上げ、別添「緊急応急対策に関する基本方針」が取りまとめられましたので参考に送付いたします。

災害応急対策に関する基本方針

平成 2 3 年 3 月 1 1 日

平成 2 3 年宮城県沖を震源とする地震

緊急災害対策本部

本日 1 4 時 4 6 分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

1. 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
2. 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
 - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム（DMAT）を最大限派遣する。
 - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。
 - (3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めるため、必要に応じて航空情報（ノートム）の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
3. 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。
4. 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。
5. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。

事 務 連 絡
平成23年3月12日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について

標記災害の被災に伴い、被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとします。

すなわち、被保険者証の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者等へ直接支払うこと（代理受領方式による現物給付化）ができることとなります。

また、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）については、下記の取扱いとします。

- ・ 新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができます。
- ・ 要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができます取扱いとします。
- ・ 既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取扱いとします。
- ・ 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとします。

については、上記趣旨について御了知いただくとともに、管内市町村及び関係者等への周知徹底をお願いいたします。

※ 被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者に対しては、上記の取り扱いについて周知するとともに、速やかに再交付申請を行うよう勧奨されますようお願いいたします。